

学校法人会計の特徴と企業会計との相違

1. 学校法人会計の特徴

学校法人は教育研究活動を目的とし、一般的にはその運営資金の多くは学生生徒等の納付金・税金を原資とした補助金・寄付金等によって賄われ、また、法人税・固定資産税等の税制上も優遇措置を受けている極めて公益性の高い法人であり、収益の獲得を第一の目的とすることはありません。以上のことから、学校法人会計の第一の目的は、収支均衡の状況と財政状態を正しく把握し、学校法人の永続的発展に寄与することにあります。

このような学校会計の目的を達成するため、「学校法人会計基準」では計算書類の体系を資金収支計算書・事業活動収支計算書および貸借対照表の3つを中心に組み立て、「私立学校法」は財産目録・貸借対照表・収支計算書（資金収支計算書・事業活動収支計算書）および事業報告書の作成と備置きを求めています。

2. 企業会計との相違

企業会計は、収益と費用を実現主義または発生主義にて測定・計上し、事業年度ごとの期間損益を計算すること、および企業の財政状態（資産、負債および純資産の状態）を把握することで、投資家等の利害関係者に有用な情報を提供することを目的としています。そのため、財政状態の把握においては、時価の算定できるものは積極的に時価にて評価を行う時価主義が広く採用されています。

また、上場会社等においては企業活動による資金の流れを明らかにすることを目的として、キャッシュ・フロー計算書を作成します。学校法人会計における資金収支計算書はキャッシュ・フロー計算書に類似していますが、資金収支計算書においては、支払資金の現実の収入・支出に限らず、その会計期間に入金または支出すべき額（すなわち、未収入金または未払金相当額）も収入・支出に含めた上で、「資金収入（支出）調整勘定」という学校法人会計独特の勘定を設けて実際の収入・支出に調整する点に特色があります。

事業活動収支計算書は、企業会計の損益計算書に近似したものとと言えます。特に、2015年度から導入された新学校法人会計基準においては、従来の消費収支計算書から表示区分を変更し、事業活動収入・支出を経常収支と特別収支に区分し、さらに前者を教育活動収支と教育活動外収支に区分しており、企業会計により近付いた表示形態となっています。

基本金は、学校法人が永続的に継続するために必要な物的資産を保持するために維持すべき自己資金の大きさを表すものであり、学校法人会計特有のもので、趣旨は企業会計における基本金と似ていますが、外部からの出資ではなく自法人にて繰入計上するものである点で根本的な性質を異にしています。

以上